

「地域教育行政の組織と運営に関する法律」と「伊東市立学校運営協議会設置規則」の比較

- * 下表の記載順序は、「地域教育行政の組織と運営に関する法律」(地教行法)の構成に合わせて、内容がほぼ同じと思われる項目を比較した。
- * 従って、「伊東市立学校運営協議会設置規則」の記載順序を変更している。
- * **赤下線**は、「教育委員会規則」への委任規定
- * **★**の項目は、「地教行法」の委任規定により伊東市教育委員会が独自に定めた事項
- * **青字**は、どちらかに記載のない項目。
- * ゴシックは「解説」

区分	地教行法 (第47条の5)	伊東市立学校運営協議会設置規則	摘要
	<p>第4節 学校運営協議会</p> <p>第47条の5</p> <p>■第1項</p> <p>教育委員会は、<u>教育委員会規則で定めるところにより</u>、<u>その所管に属する学校ごとに</u>、<u>当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として</u>、<u>学校運営協議会を置くように努めなければならぬ</u>い。</p> <p>ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>●第1条</p> <p>この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第47条の5の規定に基づき伊東市立小中学校に設置する学校運営協議会(以下「協議会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(協議会の取組)</p> <p>●第2条</p> <p>協議会は、<u>学校運営及び当該運営への必要な支援</u>に関して協議する機関として、伊東市教育委員会(以下「教育委員会」という。)、校長の権限及び責任の下、保</p>	

護者、地域住民、学校の運営に資する活動を行う者及びその他の関係者(以下「保護者等」という。)の学校運営への参画、支援並びに協力を促進することにより、対象学校と保護者等との信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

(設置)

●第3条

教育委員会は、法第47条の5第1項ただし書の規定に基づき、伊東市立学校設置条例(昭和39年伊東市条例第29号)別表第1及び別表第2に掲げる学校ごとに一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、協議会を置くときは、対象学校の校長及び保護者等の意見を聴くものとする。

3 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校(以下「対象学校」という。)を明示し、当該対象学校に通知するものとする。

委員の任命

■第2項

2 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。

① 対象学校(当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をい

(委員の任命)

●第7条

協議会の委員は10人以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。ただし、2以上の学校で1の協議会を指定する場合にあっては、15人以内とする。

	<p>う。以下この条において同じ。)の所在する<u>地域の住民</u></p> <p>② 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の<u>保護者</u></p> <p>③ 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第九条の七第一項に規定する<u>地域学校協働活動推進員</u>その他の<u>対象学校の運営に資する活動を行う者</u></p> <p>④ その他当該<u>教育委員会</u>が必要と認める者</p>	<p>(1) 地域住民</p> <p>(2) 保護者</p> <p>(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者</p> <p>(4) 校長 ★</p> <p>(5) 学識経験者 ★</p> <p>(6) その他教育委員会が適当と認める者</p>	
	<p>*記載なし。</p> <p>*「地教行法」には記載はないが、「地方公務員法」に、法律によって設置される協議会の委員は「特別職公務員」である旨の記載がある。</p>	<p>●第7条第3項</p> <p>3 委員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第2号に規定する<u>特別職の職員</u>とする。(第1項第4号に掲げるものを除く。)</p>	
	<p>■第3項</p> <p>3 対象学校の<u>校長</u>は、前項の委員の任命に関する意見を<u>教育委員会</u>に申し出ることができる。</p>	<p>●第7条第2項</p> <p>校長は、委員として適当と認める者を教育委員会に推薦することができる。</p>	
(学校長が) 承認を得る事項	<p>■第4項</p> <p>4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、<u>教育課程の編成</u>その他<u>教育委員会規則</u>で定める事項について<u>基本的な方針</u>を作成し、当該対象学校の<u>学校運営協議会</u>の承認を得なければならない。</p>	<p>(学校運営に関する基本的な方針の承認)</p> <p>●第4条第1項</p> <p>校長は、次の各号に掲げる事項について、<u>協議会</u>の承認を得るものとする。</p> <p>(1) <u>教育目標及び運営方針</u> ★</p> <p>(2) <u>教育課程の編成</u>に関する基本方針</p> <p>(3) <u>その他学校運営に関する基本方針</u> ★</p>	

	<p>*記載なし。</p> <p>*「地教行法」に記載はないが、上記の第4項の委任規定により、伊東市が独自に掲載している。</p>	<p>●第4条第2項</p> <p>校長は、前項の規定により<u>承認を得た事項に従つて学校運営を行うものとする。</u> ★</p>	
協議結果の情報提供	<p>■第5項</p> <p>5 <u>学校運営協議会</u>は、前項に規定する基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する<u>地域の住民</u>、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の<u>保護者</u>その他の<u>関係者の理解を深めるとともに</u>、対象学校とこれらの者との<u>連携及び協力の推進に資するため</u>、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する<u>協議の結果に関する情報を積極的に提供する</u>よう努めるものとする。</p>	<p>(協議の結果に関する情報の提供)</p> <p>●第6条</p> <p>協議会は、第5条第1項の規定により承認した事項に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援について、<u>保護者等の理解を深めるとともに</u>、対象学校、保護者及び地域住民等との<u>連携及び協力の推進に資するため</u>、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する<u>協議の結果に関する情報を積極的に提供する</u>よう努めるものとする。</p>	
意見申出(1) *学校運営	<p>■第6項</p> <p>6 <u>学校運営協議会</u>は、対象学校の運営に関する事項(次項に規定する事項を除く。)について、<u>教育委員会又は校長</u>に対して、意見を述べることができる。</p>	<p>(学校運営等に関する意見の申出)</p> <p>●第5条第1項</p> <p>協議会は、対象学校の<u>運営全般</u>について、<u>教育委員会</u>に意見を述べることができる。</p> <p>*「校長」の記載なし。</p> <p>*法が優先するので校長への意見も可能</p>	法では校長にも意見申出可
意見申出(2) *職員の採任用	<p>■第7項</p> <p>7 <u>学校運営協議会</u>は、対象学校の職員の採用その他</p>	<p>●第5条第2項</p> <p>2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に</p>	

	<p><u>の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。</u></p> <p>この場合において、当該職員が県費負担教職員（第五十五条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。</p>	<p><u>関する事項(特定の個人に係るものを除く。)</u>について、<u>教育委員会に意見を述べることができる。</u> ★</p> <p>ただし、対象学校の職員が法第 37 条第 1 項に規定する県費負担教職員である場合には、教育委員会を経由して、静岡県教育委員会に意見を述べるものとする。</p>	
校長の意見聴取	<p>*記載なし。</p> <p>* 第1項の教育委員会への委任規定に基づき、伊東市で独自に掲載</p>	<p>(第 5 条)</p> <p>3 協議会は、前 2 項の規定により教育委員会又は静岡県教育委員会に意見を述べるときは、<u>あらかじめ校長の意見を聴取するものとする。</u> ★</p>	
意見の尊重	<p>■第 8 項</p> <p>8 対象学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たつては、前項の規定により述べられた<u>意見を尊重する</u>ものとする。</p>	<p>*記載なし。</p> <p>* 法が優先するので、伊東市が任命権者となる職員の任用に関して述べられた意見については、伊東市はこれを尊重する。</p>	法では伊東市も意見を尊重する。
適正な運営	<p>■第 9 項</p> <p>9 教育委員会は、<u>学校運営協議会の運営が適正を欠く</u>ことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当</p>	<p>(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)</p> <p>第 14 条 教育委員会は、協議会の運営状況について的確に把握し、必要に応じて協議会に対し、指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことに</p>	

	<p><u>該学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>よって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。</p> <p>2 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うために<u>必要な情報提供に努めなければならない。</u></p>	
	<p>*記載なし。</p> <p>*第1項の教育委員会への委任規定に基づき、伊東市で独自に掲載</p>	<p>(委員の解任)</p> <p>第 15 条 教育委員会は、本人から辞任の申出があつた場合のほか、委員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該委員を解任することができる。</p> <p>(1) <u>第 8 条に規定する服務に違反した場合</u> (2) 心身の故障のため、職務を遂行することができないと認められる場合 (3) その他教育委員会が解任に相当すると認めた場合</p> <p>2 教育委員会は、前項各号の規定により委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。</p>	守秘義務
委任規定	<p>■第 10 項</p> <p>10 学校運営協議会の委員の任免の手続及び<u>任期</u>、学校運営協議会の<u>議事の手続</u>その他学校運営協議会の<u>運営に關し必要な事項</u>については、<u>教育委員会規則</u></p>	<p>(服務) ★</p> <p>第 8 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、委員は、次に掲げる行</p>	

で定める。

行為をしてはならない。

- (1) 委員の職の信用を傷つけ、又は、委員の職全体の不名誉となる行為を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) 協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(任期) ★

第 9 条 委員の任期は、委嘱の日から当該年度の 3 月 31 日までとし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬) ★

第 10 条 委員の報酬は別に定める。

(会長及び副会長) ★

第 11 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議) ★

第 12 条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議

を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(会議の公開) ★

第 13 条 協議会の会議は、次に掲げる場合を除き、公開とする。

(1) 対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項について審議する場合

(2) その他特別の事情により協議会が必要と認めた場合

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(庶務) ★

第 16 条 協議会の庶務は、対象学校において処理する。

(補則) ★

第 17 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

(施行期日)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。